

市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安心して子育てができる環境づくりを支援し、子育て世帯の定住を促進するため、子、子の保護者等及び子の祖父母等が新たに同居又は近居を始めるために住宅の購入等を行う者に対し、予算の範囲内において、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子 補助金の交付対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）に入居した時点において、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- (2) 子の保護者等 子の保護者（子を現に監護するものをいう。以下同じ。）並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第16条第1項の規定により母子健康手帳の交付を受けた者及びその配偶者をいう。
- (3) 子の祖父母等 子の直系尊属（子の保護者を除く。）又は前号の母子健康手帳の交付を受けた者若しくはその配偶者の直系尊属をいう。
- (4) 多世代世帯 子、子の保護者等及び子の祖父母等であって次に掲げる場合のいずれかに該当するもの並びにこれらの者の属する世帯の構成員をいう。

ア 子、子の保護者等及び子の祖父母等が同一の住宅（同一の建物に存するものであって、2以上に区分されたものであると市長が認めるものを除く。）に居住する場合又はこれに準ずるものとして市長が認める場合

イ 子及び子の保護者等が居住する住宅と子の祖父母等が居住する住宅との距離が1,200メートル以内の場合、子及び子の保護者等が居住す

る住宅と子の祖父母等が居住する住宅が同一の小学校区内に存する場合
又はこれらに準ずるものとして市長が認める場合

(5) 購入等 購入又は新築をいう。

(6) Z E H住宅 外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量の収支が0以下となる住宅であって、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の項に規定する断熱等性能等級が等級5以上に適合し、かつ、同項に規定する一次エネルギー消費量等級が等級6に適合するものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象住宅の購入等に係る契約を締結し、当該年度の前年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に当該補助対象住宅に居住することとなった子の保護者等であって、多世代世帯に該当するものとする。

2 前項の多世代世帯の構成員は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

(1) 本市に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく記録をされている者であること。

(2) 本市に納付すべき当該年度分及び当該年度の前年度分の市県民税、固定資産税及び都市計画税並びにこれらに係る延滞金を滞納していないこと。

(3) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者でないこと。

3 第1項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けている者（当該交付決定を取り消された者を除く。）は、補助対象者としない。

4 第1項の規定にかかわらず、住宅の購入等に係る契約を連名で行った場合において、当該契約を連名で行った者のうちの1人が補助金の交付決定を受けているときは、当該契約を行った他の者は、補助対象者としない。

(補助対象住宅)

第4条 補助対象住宅は、次に掲げる要件を満たす住宅とする。

- (1) 市内に存する住宅であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づき適正に建築された住宅であること。
- (3) 子の保護者等が所有する住宅であって、所有権の保存又は移転の登記がされているものであること。
- (4) 当該年度の前年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に所有権の保存又は移転の登記がされたものであること。
- (5) 過去に補助金の交付決定を受けた住宅でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住宅の購入の場合にあつては住宅の購入に係る契約（当該住宅の購入に係る土地の取得に係る契約を含む。）に要する費用とし、住宅の新築の場合にあつては住宅の新築に係る工事の請負及び土地の取得に係る契約に要する費用とする。ただし、これらの経費に多世代世帯に該当する者が居住するために要する経費以外の経費が含まれる場合にあつては、当該経費に係る部分については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 補助対象者が当該年度の前年度の4月1日から当該年度の3月31日までの間に市外から本市に転入する場合（第3号に掲げる場合を除く。）
200,000円
- (2) 補助対象住宅がZEH住宅に該当する場合（次号に掲げる場合を除く。）
200,000円
- (3) 補助対象者が第1号に掲げる場合に該当し、かつ、補助対象住宅が前号

に掲げる場合に該当する場合 300,000円

(4) 前3号に掲げる場合以外の場合 100,000円

(交付の申請等)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市子育て世帯同居・近居スタート
応援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書は、規則第13条の補助事業等実績報告書及び規則第16条
の交付請求書を兼ねるものとする。

3 第1項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 多世代世帯に該当する者の住民票の写し

(2) 戸籍全部事項証明書その他の子と祖父母等の関係を確認することができ
る書類

(3) 多世代世帯の保護者等が子の保護者でなく、当該保護者等が第2条第2
号の母子健康手帳の交付を受けた者に該当する場合にあっては、母子健康
手帳の写し

(4) 第3条第2項第2号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

(5) 補助対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

(6) 補助対象住宅がZEH住宅の場合は、そのことを証する書類

(7) 補助対象経費に係る契約書の写し

4 第1項の申請書の提出期限は、市長が年度ごとに別に定める日とする。

(交付の条件)

第8条 規則第5条第1項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとす
る。

(1) 補助金の交付決定の日から3年を経過するまでの間、補助対象住宅に
おいて多世代世帯に該当する者が居住すること（転勤、死亡その他のや
むを得ない事情による場合を除く。）。

(2) 補助金の交付決定の日から3年を経過する前に、本市に納付すべき市県
民税、固定資産税及び都市計画税を滞納しないこと（これらの納期限の翌
日から起算して1月を経過する日までに納付した場合を除く。）。

(3) 前 2 号に掲げる条件に該当しないこととなったときは、直ちに市長に報告すること。

(決定の通知等)

第 9 条 規則第 6 条の規定による通知は、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとし、規則第 15 条の規定による額の確定の通知を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第 10 条 市長は、補助金の交付を可とする旨の通知をしたときは、速やかに、補助金の交付を申請した者が指定した金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第 11 条 規則第 18 条第 3 項において準用する規則第 6 条第 1 項の規定による通知は、市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金交付決定取消通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付等に関する要綱の規定は、平成 29 年 4 月 1 日以後に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に市川市子育て世帯同居スタート応援補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の際現に存する改正前の様式による用紙は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付等に関する要綱の規定は、平成30年4月1日以後に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項第4号の改正規定は、同年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第1項及び第4条第4号の規定は、平成31年4月1日以後に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについて適用し、同日前に市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金の交付の申請があったものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年8月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第3号の規定は、令和7年度以後の年度分の市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金について適用し、令和6年度分までの市川市子育て世帯同居・近居スタート応援補助金については、なお従前の例による。